

平成 26 年 3 月 31 日

総務大臣

新藤 義孝 殿

年金業務監視委員会

委員長 郷原 信郎

意 見

年金業務監視委員会は、平成 25 年度第 5 回(平成 26 年 3 月 19 日開催)及び第 6 回(平成 26 年 3 月 28 日開催)の委員会会合において、失踪宣告を受けた者に係る死亡一時金の時効消滅等に関する問題及びそれに関連する問題を関係者、関係機関等からヒアリングを行うなどして調査審議し、総務省組織令(平成 12 年政令第 246 号)附則第 20 条第 2 項に基づき、その結果について下記のとおり意見をとりまとめた。

総務大臣におかれては、当委員会の意見を踏まえ、適切な措置を採られることを期待する。

記

- 1 失踪宣告を受けた者に係る消滅時効に関する解釈変更及び取扱変更について

厚生労働省は失踪宣告を受けた者に係る消滅時効について、従来は失踪宣告の審判確定日を起算日とする解釈を行っていたが、平成 24 年 4 月 16 日付け疑義照会回答書によって、失踪宣告を受けた者に係る消滅時効の起算日について厚生労働省が解釈の変更を行い、さらに、同 26 年 3 月 27 日付け「失踪宣告を受けた者の死亡一時金の請求期間の取扱い等について」によって死亡一時金の請求期間の変更を行った。

これらの措置については、当委員会における調査審議の結果、以下に述べるような問題があったと認められた。

(1) 解釈変更等についての判断の責任が不明確なままの処理が行われたこと

平成 24 年に行われた本件解釈変更における消滅時効の起算点に関する解釈自体が誤りではないかとの疑問は、本件調査審議の発端となったものであり、当委員会からの指摘を受けて、時効を援用せず、死亡一時金を支払う方針が明らかにされ、事実上、消滅時効の起算点についての解釈変更前の取扱いに戻す措置がとられた。

本件解釈変更については、意思決定の過程が文書により十分に記録されていないという問題がある。厚生労働省の説明によれば、担当室長が口頭で報告を受けて了解したとされているが、厚生労働省内にはその記録が残されていない。疑義照会への回答に係る文書は、課長補佐、専門官の名義によって発出されたものであることから、この限りにおける発出の責任者は明らかであるが、解釈変更自体に係る責任は、厚生労働省の説明を聴取する限りにおいて不明と言わざるを得なかった。今般の国民の権利に係る判断について、この事務処理は不適切ではないか。したがって、解釈変更に係る責任の明確化の観点から意思決定手続の是正、文書記録の徹底を図る必要がある。

(2) 解釈変更が国民の権利に係るものであるのに、周知が不十分であったこと

本件に係る調査審議の端緒となった事案においては、親族の失踪宣告を受けたある個人が年金相談の窓口で、死亡一時金の請求手続をするよう教示されたが、実際に当該手続を行ったところ、年金事務当局から消滅時効を理由に書類が返戻されたものである。これは、年金の事務を担当する窓口担当者が本件の解釈変更に係る実務処理について通曉していなかったことの証左である。

当委員会において、厚生労働省及び日本年金機構の担当者に、この点に関して、特に周知の取組についてただしたところ、本件解釈変更については十分な周知の取組がなされていなかった。国民においては、全く知る機会がなかったと言わざるを得ない。当委員会としては、それこそが本件の端緒となった事案発生の原因と判断する。

厚生労働省においては、本件解釈変更について、当委員会の調査審議を受けたことを契機に、既に周知の取組を開始したところであるが、当委員会としては、今後も類似案件が発生することのないよう、年金事務担当者と国民の双方に、それぞれ迅速・確実な周知の努力を徹底するよう求めるべきものとする。

また、本件においては、現場担当者から解釈変更に係る疑義が呈されていたことがうかがえる。当委員会では、現場担当者と制度企画等を担当する厚生労働省年金局や日本年金機構の管理部門との間の本格的連携（双方向のやりとりを含む）構築や、現場の疑問をしっかりと取り上げる取組などを求める意見があった。

2 東日本大震災の行方不明者に係る死亡一時金の支給事務の実情が把握されていないこと

厚生労働省は、東日本大震災に関する立法措置に伴い、平成 23

年6月7日付け「東日本大震災によって行方不明となった者に係る遺族厚生年金等の請求があった場合の取扱いについて」（年管管発0607第5号）によって、「死亡に係る給付」については、震災により行方不明となった者の生死が、震災発生日の翌日から起算して3か月間分からない場合は、平成23年3月11日に死亡したものと推定して取り扱うこととした。

これに伴い、失踪宣告の場合と同様に、時効により死亡一時金の不支給となっている事例が存在する可能性について、本年度第6回会合において取り上げた。

厚生労働省は、公的年金についての上記死亡推定の措置は、震災による行方不明者の家族に対して、早期に遺族年金を支給できるようにすることを主目的として行われた措置と説明しているが、一方で、震災後3か月で死亡推定を受け、「死亡に係る給付」を受けることが可能になったことで、死亡一時金の支給についても、その時点が消滅時効の起算点となり、その後2年間請求が行われない場合には、死亡一時金は時効消滅することになる。（死亡推定を受けた者について、既に平成25年6月11日に時効が完成していることになる。）

これらの実情の把握状況について厚生労働省及び日本年金機構に尋ねたところ、現時点で十分な把握ができていないことが明らかとなった。

厚生労働省の担当者は、実情把握等を検討する旨、約した。実情の把握なくして、措置の要否の検討も進まぬものと考えられる。他方、現在なお様々な労苦を負われている被災者の方々の心情等を十分踏まえる必要もある。これらの点を考慮して、現場の実情を踏まえた適切な措置をとり、被災者に対する死亡一時金の不支給という事態をできるだけ回避する必要がある。

3 おわりに

最後に、当委員会の設置期間が、本年3月31日に満了し、活動を終了するに際しての当委員会の意見を述べることとする。

平成22年4月7日の発足以来、当委員会は、厚生労働省及び日本年金機構が行う年金業務の実施状況について、多くの案件を審議し、多くの問題の指摘、改善要請を行ってきた。

そのうち主なものとして、今回の失踪宣告に係る消滅時効の問題のほか、平成23年2月に審議を開始した「運用3号問題」、同24年12月に審議を開始した「時効特例給付問題」がある。

「運用3号問題」は、夫の離職等によって年金記録上、既に第3号被保険者の資格を失っているにもかかわらず、第3号被保険者として記載されている専業主婦等の者を、一時点から一律に年金記録に基づいて権利を認めることによって救済する措置が「課長通知」によって実施された問題であった。

「時効特例給付問題」は、時効特例法が拙速に立法されたため、適用範囲が曖昧で、基準が明確化されていなかったため、年金機構での現場の運用に不統一、不公平が生じ、厚生労働省もそのような事態を認識し得たのに有効な対策をとらなかったという問題であった。

これら3つの事案については、社会保険労務士からの指摘、日本年金機構の現職職員の通報などによって当委員会は把握した。

また、これらに対する当委員会の調査審議において、厚生労働省及び年金機構は、当初、自らの正当性を主張することに注力する傾向にあり、必要な対処が遅れたのではないかと思われる。

当委員会が上記の各案件を把握した経緯、問題の指摘に対する厚生労働省の対応の状況等に照らせば、厚生労働省の外部の総務省に設置された機関であったことが監視機能を果たす上で重要な要素であったと考えられる。今後、当委員会のような外部有識者による機関設置も含めて検討するなどして、年金行政・年金業務に対する厳しい監視機能を維持していくことが必要だと考えられる。

年金業務監視委員会委員名簿

(委員長)

ごう はら のぶ お
郷 原 信 郎 関西大学特別任用教授・弁護士

(委員長代理)

たか やま のり ゆき
高 山 憲 之 一橋大学名誉教授・公益財団法人年金シニア
プラン総合研究機構研究主幹

かた ぎり はる み
片 桐 春 美 公認会計士

くさ の みつ よ
草 野 満 代 フリーキャスター

きし むら ひで のり
岸 村 英 憲 横浜市政策局担当理事
(横浜市立大学副局長)

むら おか よう いち
村 岡 洋 一 早稲田大学名誉教授

よし やま あつ こ
吉 山 敦 子 社会保険労務士

[計7名]

(敬称略)